令和２年度みよし市障がい福祉サービス新設事業所
開設費補助金事業補助事業所募集案内

市内に新たに障がい福祉サービスを実施する事業所に対して、開設費の一部を補助することで、サービス提供事業者の誘致を進め、障がいのある人が身近な地域でサービスが利用できるよう努めて行きます。

新たに事業所の開設を計画されている法人におかれましてはご検討いただきますようお願いします。

事業の詳細や不明な点については、福祉課にお問い合わせください。

令和２年７月

みよし市福祉部福祉課

１　募集する事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障がい福祉サービスのうち次に掲げる事業をみよし市内に新規で開設する事業所を募集します。

(1)　就労移行支援
(2)　就労継続支援
(3)　生活介護
(4)　共同生活援助
(5)　地域活動支援センター

２　応募できる団体等

(1)　障がい福祉サービスの事業を運営する法人
(2)　前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人

３　募集団体数

募集する団体は１団体とします。
選定方法は審査の結果により、募集事業所の中で上位の団体とします。
なお、審査結果が一定の基準に達していない場合は選定されません。

４　補助額

次に規定する補助対象経費の合計額に４分の３を乗じて得た額又は３００万円のいずれか低い額とします。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(1)　事業を行うための施設の建設及び改修に要する経費
(2)　事業を行うため、施設の借上げに要する礼金等の初期経費（預り金に該当するものを除く。）
(3)　送迎サービス、就労支援等に使用する自動車の購入費
(4)　その他事業を実施する場合に市長が特に必要と認める経費

５　補助対象に含まれない経費

前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費の対象としません。

(1)　土地の取得又は整地に要する経費
(2)　公課費
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当とする経費

６　提出書類

(1)　交付申請書（様式第１号）
(2)　事業計画書（様式第２号）
(3)　事業所平面図（様式第３号）
(4)　事業者概要書（様式第４号）
(5)　法人の定款
(6)　納税証明等の納税を確認できる書類
(7)　その他上記書類に付随する書類

７　提出期間、方法

期間　令和２年８月２５日（火）まで
時間　午前８時３０分から午後５時まで
場所　みよし市役所　１階　福祉課
方法　郵送又は直接
部数　１部（片面印刷。クリップ止め）

８　審査・選定の方法

次の項目にそって審査を行います。また、審査では③発展性と⑤支援方針の項目が特に重視されます。

項目	項目内容
①実施事業	１　就労移行支援　　２　就労継続支援　　３　生活介護 ４　共同生活援助
②事業実績	事業実績、財務状況、管理・運営体制
③発展性	一般就労の取組、地域連携の取組
④充実度	障がい特性の対応、サービス向上の取組
⑤支援方針	経営理念、運営・支援の方針、人材養成の取組等

９　選定結果の通知

選定結果が確定した後に文書で通知します。